(日本工業規格A4)

(第1面)

適格機関投資家等特例業務に関する届出書

2025年10月3日

関東財務局長 殿

届出者 住所又は所在地 〒 -

(主たる営業所)

Unit 3103, Tower 2, Lippo Centre, No.89 Queensway,

Hong Kong

(登記上の本店所在地)

〒 19713

c/o Legalinc Corporate

Services Inc.

131 Continental Dr, Suite 305, Newark, the State of Delaware, United States

電話番号 +852-3462-2091

商号 (たいぷわんじゃぱんじーぴー

えるえるしー)

名称又は氏名 Type One Japan GP LLC

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

Warren Hui, the Manager of Type One AP LLC, which is the Manager of Type One Japan GP LLC

(注意事項)

- 1 適格機関投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の 代表者又は管理者(法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員)を届出者と して、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に()書きで併せて記載することができる。

(別添1:適格機関投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況)

商号、名称又は氏名

Type One Japan GP LLC

(2025年10月3日現在)

	代表者		業務6	の種別	主	たる営業所又は事務	务所	ホームペー		資本金の額又は出
	(ふりがな) 氏名	役職	私募	運用	名称	所在地	電話番号	ジアドレス	種類	資の総額(円)
(うぉーれん ほい)	Manager of Type One AP LLC, which is the		0	主たる営業	Unit 3103, Tower 2, Lippo Centre, No.89	+652-3462		該当なし	USD 1
	Warren Hui	Manager of Type One Japan GP LLC			所	Queensway, Hong Kong	-2091	com/infor mation/	2.3	

(注意事項)

- 1 「業務の種別」の欄には、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」の欄に「○」と、同項第2号に掲げる 行為に係る業務を行う場合は「運用」の欄に「○」と記載すること。
- 2 「代表者」及び「資本金の額又は出資の総額(円)」の欄には、届出者が法人である場合に記載すること。
- 3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に()書きで併せて記載することができる。

(別添2:適格機関投資家等特例業務に関する法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の状況)

商号、名称又は氏名

Type One Japan GP LLC

(2025 年 10 月 3 日現在)

出資対象事	出資対象	出資対	業務の種別			適格機	適格機 関投資 家以外	第233 条の3 各号に	公認会計士又	適格機関投資家の商	
業持分の名 称	事業持分 の種別	(商品分 類)	(内容)	私募・ 運用の 別	届出の 種別	関投員 家の種 別	関投資 家の数	がの出資 者の有無	台がる 掲げる 無	は監査法人の 氏名又は名称	号、名称又は氏名
Type One Japan LP	外国の法 令に基づ く権利	ベン チャー・ ファンド	米国を中心に、AI および宇宙領域(SpaceTech)にお けるレイトステー ジのスタートアッ プと成長企業へ投 資	私募・運用	63条	個人 (1)	1	有	無	-	柴田 達宏

(注意事項)

- 1 未定の場合には、届出時点における見込みを記載すること。
- 2 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。 ただし、出資対象持分が電子記録移転権利又は令第1条の12第2号に規定する権利である場合にあっては、「電子記録移転権利」又は「令第1条の12第2号に規定する権利」の別について併せて記載すること。
- 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「私募・運用の別」の欄には、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」と、同項第2号に掲げる行為に係る業 務を行う場合は「運用」と、双方を行う場合は「私募・運用」と記載すること。
- 5 「届出の種別」の欄には、当該出資対象事業持分に関して行う業務が、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)附則第 48条第1項に規定する特例投資運用業務である場合は「附則48条」と、金融商品取引法の一部を改正する法律(平成27年法律第32号)附則第 2条第1項に規定する旧法第二号適格機関投資家等特例業務である場合は「旧63条」と、同法による改正後の金融商品取引法第63条第1項第 1号又は第2号に掲げる行為に係る業務である場合は「63条」と記載すること。
- 6 「適格機関投資家の種別」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする適格機関投資家に関し、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」又は「その他」の別及びその数について記載すること。

なお、適格機関投資家の種別の定義は以下のとおりとする。

「金融商品取引業者等」

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第14号)(以下6において「定義府令」という。)第10条第1 項第1号又は第2号に掲げる者をいう。

「金融機関等」

同項第4号、第5号、第7号から第17号まで、第19号又は第21号に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則(平成9年大蔵省・農林水産省令第1号)附則第36条の規定により適用する定義府令第10条第1項の特定承継会社をいう。

「投資事業有限責任組合」

定義府令第10条第1項第18号に掲げる者をいう。

「事業法人等」

同項第20号、第23号イ又は第23号の2に掲げる者(第23号イに掲げる者にあっては、居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第6条第1項第5号前段に規定する居住者をいう。以下6において同じ。)に限る。)をいう。 「個人」

定義府令第10条第1項第24号イに掲げる者(居住者に限る。)をいう。

「外国法人又は外国人等」

同項第3号、第6号、第22号、第23号イ、第23号口、第24号イ、第24号ロ又は第25号から第27号までに掲げる者(第23号イ及び第24号イに掲げる者にあっては非居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)に限り、第23号ロ及び第24号ロに掲げる者にあっては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合に限る。)をいう。

- 7 「適格機関投資家以外の出資者の有無」の欄には、適格機関投資家以外の者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は適格機関投資家以外の者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。
- 8 「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄には、第233条の3各号に掲げる者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は 第233条の3各号に掲げる者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」 と記載すること。
- 9 「公認会計士又は監査法人の氏名又は名称」の欄には、「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄に「有」と記載した場合に、当該業務 に係る出資対象事業の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面について監査を行う公認会計士又は監査法人の氏名又は名称を記載 すること。
- 10 「適格機関投資家の商号、名称又は氏名」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる全ての適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする全ての適格機関投資家の商号、名称又は氏名を記載すること。

(別添3:役員及び政令で定める使用人並びに適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所等の状況)

商号、名称又は氏名 Type One Japan GP LLC

1 役員及び政令で定める使用人の状況

(2025年10月3日現在)

(ふ り が な) 氏名又は名称	役職	政令で定める使用人の種別
たいぷわんえーぴーえるえる (しー (うぉーれんほい ま) ねーじゃー) Type One AP LLC (Warren Hui, Manager)	Manager	-

(注意事項)

- 1 外国法人にあっては、国内における代表者(法第63条第7項第1号二に規定する者をいう。以下この様式において同じ。)について本表に記載する必要はないが、「3 国内における代表者又は国内における代理人の状況」欄に記載すること。
- 2 「政令で定める使用人の種別」の欄には、「法令等を遵守させるための指導に関する 業務を統括する使用人その他これに準ずる者」又は「運用を行う部門を統括する使用人 その他これに準ずる者」に該当する場合に、その種別について記載すること。
- 3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に() 書きで併せて記載することができる。

2 適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

名 称	所在地	電話番号
主たる営業所	Unit 3103, Tower 2, Lippo Centre, No.89 Queensway, Hong Kong	+852-3462-2091
(登記上の本店所在地)	c/o Legalinc Corporate Services Inc.	-
以下空白		

(注意事項)

適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。

3 国内における代表者又は国内における代理人の状況

(ふ り が な) 氏 名、商 号 又 は 名 称	所 在 地 又 は 住 所	電話番号
(ひろしま りゅう たろう) 廣島 竜太郎	東京都渋谷区渋谷2-24-12 渋谷スクランブルスクエア39F	090-5962-9839

(注意事項)

- 1 届出者が外国法人である場合には国内における代表者について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人(法第63条第7項第2号ニに規定する者をいう。)について記載し、それ以外の場合は記載を要しない。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に()書きで併せて記載することができる。